医療関係職種の業務における行為の類型について(案)

医療関係職種の業務には、以下の3つの行為類型が含まれている。

- ① 行為自体が身体に危害を及ぼすおそれがあることから、法令上、医行為(診療の補助)として業務独占の対象とされており、無資格者が実施した場合には資格法上、刑事責任を問われる可能性がある行為
- ② 法令上、医行為(診療の補助)としての業務独占はないが、専門的な教育を受けた者でなければ実施が困難な行為
- ③ 法令上、業務独占とはされておらず、また、専門的な教育を受けていなくても実施可能な行為

行為類型	①	2	3
医行為分類	A~C(又はD)と分類	Eと分類	Eと分類
行為の特性	〇医師の医学的判断をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為) 〇医師が自ら行うか、医師の指示の下に看護師等の有資格者が診療の補助として実施する行為	〇患者に対する医行為の実施等につなぐ行為 〇患者に対する医行為と患者の療養生活の間に位置付けられる行為 ※専門的教育が必要であることから、カリキュラムには盛り込む必要がある	〇患者に対して直接実施しない 等、患者に危害を与えるおそれ のない行為
看護業務実 態調査203 項目の具体 的な行為の 例	○全身麻酔の導入○腹部超音波検査の実施○胃ろうチューブ・ボタンの交換○脱水の判断と補正(点滴)○体表面創の抜糸・抜鈎○酸素投与の開始、中止、投与量の調整の判断	○日々の病状、経過補足説明 ○患者・家族・医療従事者教育 ○訪問看護の必要性の判断、依頼 ○解熱剤(臨時薬剤の選択・使用) の提案 ○術前サマリーの作成	書類代行作成、看護業務の補助等 ※203項目はそもそも専門知識 が必要なものを中心に選定しているため、該当する行為は原則 として存在しない。
行為実施者 の責任	 ○ 無資格者が実施した場合は、資格法上、刑事責任を問われる可能性がある。 ○ 医療関係職種が、法令の範囲内で実施した場合には、刑事・民事一般法に基づき責任を問われる可能性がある。(業務上過失致死傷、損害賠償責任等) 	〇 実施者は、資格の有無にかかわり 責任を問われる可能性がある。	らず、刑事・民事一般法に基づき (損害賠償責任等)
		〇 療養上の世話に該当する場合 は、看護師又は准看護師の資格 を有しない者が実施した場合は 資格法上、刑事責任を問われる 可能性がある。	